

吹田市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業

1 事業概要

母子父子寡婦福祉資金貸付事業は、令和2年度（2020年度）の中核市への移行により、大阪府より事務移譲を受け、ひとり親家庭の親や寡婦の方に対して、生活の安定と向上のために必要な資金を貸付けすることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図ることを目的とする事業です。

なお、これまでも本市において、母子父子寡婦福祉資金貸付金についての窓口での相談、貸付申請に関する書類の受付、大阪府へ進達するという事務を担当していますが、事務移譲により、新たに、貸付決定、貸付金交付、償還金請求及び収納事務等を実施することとなり、貸付事業を行うにあたっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法において、特別会計を設けなければならないとされているため、母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計を設定したものです。

2 貸付資金の名称及び貸付限度額等

〈主な貸付金〉

資金名	資金用途	対象者	貸付限度額
修学資金	高校・大学等の授業料等に充てる資金	ひとり親家庭の児童・子 寡婦の扶養する子	私立大学自宅通学の場合 月額 81,000 円
就学支度資金	高校・大学等への入学時に必要な入学金等に充てる資金	ひとり親家庭の児童・子 寡婦の扶養する子	私立大学自宅通学の場合 580,000 円
技能習得資金	就労に必要な知識技能を習得するための授業料等に充てる資金	ひとり親家庭の親・寡婦	月額 68,000 円
修業資金	就労に必要な知識技能を習得するための授業料等に充てる資金	ひとり親家庭の児童・子 寡婦の扶養する子	月額 68,000 円
生活資金	技能習得期間中の生活を維持するための資金	ひとり親家庭の親・寡婦	技能習得期間中の場合 月額 141,000 円

〈その他の貸付金〉

医療介護資金・住宅資金・転宅資金・結婚資金・就職支度資金

3 事業開始予定日

令和2年（2020年）4月1日